

関係各位

「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」廃止について（通知）

三重県小学生バレーボール連盟

会 長 藤高 洋一

理事長 後藤 健治

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は当連盟の活動にご理解、ご協力頂き誠にありがとうございます。

このたび、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法※上の分類が「5類感染症」とされたことを受けて、これまで当連盟にて適用してまいりました「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」を**本日より**廃止することとしましたので通知いたします。

当該ガイドライン廃止後は三重県小学生バレーボール連盟規則（付ー1）「インフルエンザ等感染症の対応について」を準用します。

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童の待機期間については、学校保健安全法施行規則第19条第2号を準用し「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。各支部、各チームにおかれましては引き続き感染症対策をお願いいたします。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

【参考】

- ・「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。
- ・「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること。

以上